資料2

令和8年度鳥栖市子ども･子育て支援事業実施予定について

1　教育･保育施設の定員設定

既存の給付型幼稚園2か所、既存の認可保育所1か所がそれぞれ認定こども園に移行することから、以下のとおり新たに定員を設定します。

なお、既存の認可保育所の認定こども園への移行は、施設整備を伴うもので、建設後、園舎の共用が開始される令和8年9月からとなります。

施設名称	幼保連携型認定こども園　あさひ幼稚園						
設置者	学校法人　光薫学園						
事業類型	**給付型幼稚園　→　幼保連携型認定こども園**						
所在地	鳥栖市儀徳町2609番地						
現在の利用定員（1 号）	0 歳	1 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	―	60 人	60 人	60 人	180 人
変更後の利用定員（1 号）	―	―	9 人	16 人	25 人	25 人	75 人
現在の利用定員（2、3号）	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	―	―	―	―	0 人
変更後の利用定員（2、3号）	3 人	12 人	15 人	19 人	20 人	21 人	90 人

施設名称	認定こども園弥生が丘マイトリー幼稚園						
設置者	学校法人　慈恩学園						
事業類型	**給付型幼稚園　→　幼稚園型認定こども園**						
所在地	鳥栖市弥生が丘6丁目251－2						
現在の利用定員（1 号）	0 歳	1 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	24 人	35 人	50 人	60 人	169 人
変更後の利用定員（1 号）	―	―	24 人	10 人	15 人	30 人	79 人

現在の利用定員 （2、3号）	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	―	―	―	―	0 人
変更後の利用定員 （2、3号）	―	6 人	6 人	20 人	20 人	20 人	72 人

施設名称	鳥栖双葉保育園						
設置者	社会福祉法人　鳥栖双葉福祉会						
事業類型	**認可保育所　→　保育所型認定こども園　（R8.9～予定）**						
所在地	鳥栖市浅井町142-4						
現在の利用定員 （1 号）	0 歳	1 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	―	―	―	―	0 人
変更後の利用定員 （1 号）	―	―	―	4 人	3 人	3 人	10 人
現在の利用定員 （2、3号）	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	15 人	10 人	15 人	20 人	25 人	25 人	110 人
変更後の利用定員 （2、3号）	9 人	15 人	18 人	21 人	21 人	21 人	105 人
施設整備について	当該保育所は、現在、定員110の乳幼児を受け入れる施設ですが、設立から45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。 現在の入所児童と同程度の児童を受け入れながら、保護者の多様な働き方に対応した保育を行うため、同敷地内において、就学前・教育保育施設整備交付金等を活用し、保育所型認定こども園として整備するものです。 また、同園は、学童保育等の地域のニーズへの対応や令和8年度からの乳児通園支援事業の実施の必要があることから、放課後児童健全育成事業（子ども・子育て施設整備交付金を活用し整備）及び乳児等通園支援事業（就学前教育・保育施設整備交付金を活用し整備）を行う複合的な施設として一体的な整備を行うとともに、旧園舎の解体に当たっても、就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、アスベスト除去を行います。						

2 教育･保育施設の定員変更

既存の給付型幼稚園1か所及び認可保育所2か所より、利用定員の減の申し出が、また、幼保連携型認定こども園1か所より、全体の利用定員の変更は行わないものの、保育ニーズに応じ、1号利用定員を 2･3 号利用定員に振り替える申し出があり、以下のとおり定員を変更します。

◆利用定員の減

施設名称	鳥栖ルンビニ幼稚園						
現在の利用定員（1 号）	0 歳	1 歳	満 3 歳 2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	12 人	28 人	32 人	33 人	105 人
変更後の利用定員（1 号）	―	―	8 人	23 人	35 人	34 人	90 人

施設名称	やよいが丘保育園						
現在の利用定員（2、3号）	0 歳	1 歳	満 3 歳 2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	10 人	20 人	20 人	20 人	25 人	25 人	120 人
変更後の利用定員（2、3号）	10 人	20 人	20 人	19 人	18 人	18 人	110 人

施設名称	弥生が丘あんじゅ保育園						
現在の利用定員（2、3号）	0 歳	1 歳	満 3 歳 2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	10 人	15 人	15 人	15 人	15 人	20 人	90 人
変更後の利用定員（2、3号）	10 人	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人	80 人

◆1号及び2、3号利用定員の内訳の変更

施設名称	幼保連携型認定こども園神辺幼稚園						
現在の利用定員（1 号）	0 歳	1 歳	満 3 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	―	―	4 人	21 人	25 人	25 人	75 人
変更後の利用定員（1 号）	―	―	10 人	16 人	16 人	18 人	60 人
現在の利用定員（2、3号）	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
	3 人	6 人	6 人	13 人	13 人	14 人	55 人
変更後の利用定員（2、3号）	5 人	10 人	10 人	15 人	15 人	15 人	70 人

以上1及び2の利用定員の設定及び変更を踏まえた、全体の増減については、次のとおりです。

（単位：人）

	利用定員（1号）						
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳 満3歳	4 歳	5 歳	合計
R8 年度ニーズ量				701			701
R8 年度定員				724			724
R7 年度からの定員変動				△215			△215
	利用定員（3号）			利用定員（2号）			
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
R8 年度ニーズ量	279	327	323	1,050			2,065
R8 年度定員	283	349	433	1,233			2,218
R7 年度からの定員変動	△1	26	27	95			147

3　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施及び特定乳児等通園支援事業者の利用定員について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 47 号）の制定に伴い、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。

児童福祉法において、乳児等通園支援事業は市の認可事業とされ、国、都道府県及び市町村以外の者が乳児等通園支援事業を行う場合は、市の認可を受ける必要があります。

また、令和8年4月に施行される改正子ども・子育て支援法において、「乳児等のための支援給付」が定められ、すべての自治体で、給付事業として乳児等通園支援事業を実施することが義務付けられます。給付を受けるためには、給付の対象事業者として適当な者であることの確認を受ける必要があります。

本市において事業開始となる令和8年度は、次のとおり実施を予定しています。

◆実施予定状況

対象児童：生後6か月から3歳未満の保育所等を利用していない乳幼児

乳幼児1人当たり利用時間：上限 10 時間／月（国標準）

利用料：1時間当たり 300 円（国標準額）

実施施設	実施区分	利用定員（予定）	開始予定時期
（公）鳥栖市立保育所 鳥栖いづみ園	一般型	８人	令和８年４月～
（私）鳥栖双葉保育園	一般型	６人	令和８年９月～

※ 上記のほか、私立施設1施設から年度途中の実施開始の希望があっており、施設での実施体制が整備されたのち、実施予定

◆必要供給量の確保状況

年度	令和8年度（事業初年度）	令和11年度
計画におけるニーズ量	２９人	２９人
計画における供給量	１４人	３０人
確保量	１４人	－
達成度	100％	－